

豊島区の住民税と マイナンバー対応

平成28年9月27日 豊島区区民部税務課

豊島区

高密でコンパクト、住と商のバランスの 中から新たな価値を創造し続ける都市

○日本一人口密度の高い街

- ・面積 1,301^{ヘクタール}
- ・人口 28万3千人
- ・人口密度 ^{ヘクタールあたり}218人
(※平成20年11月に中野区を抜き日本一に)
- ・駅が多く利便性の高い街

○巨大ターミナル池袋

- ・一日乗降客250万人、世界で二番目
- ・年間2,800万人が訪れるサンシャインシティ
- ・魅力ある池袋副都心の再生に取り組む

○住と商のバランスがとれた街

- ・昔から便利で手ごろな賃貸住宅が豊富
- ・旺盛な大規模マンションの供給
- ・約5割はマンション等に住む世帯



○人の動きが活発な街

- ・転出、転入による人口移動が活発（年間2万～3万人）
- ・昼間人口は43万人、夜間人口の1.6倍

○「おばあちゃんのお宿」巣鴨

○マンガの聖地「ときわ荘」

○ソメイヨシノ（桜）発祥の地

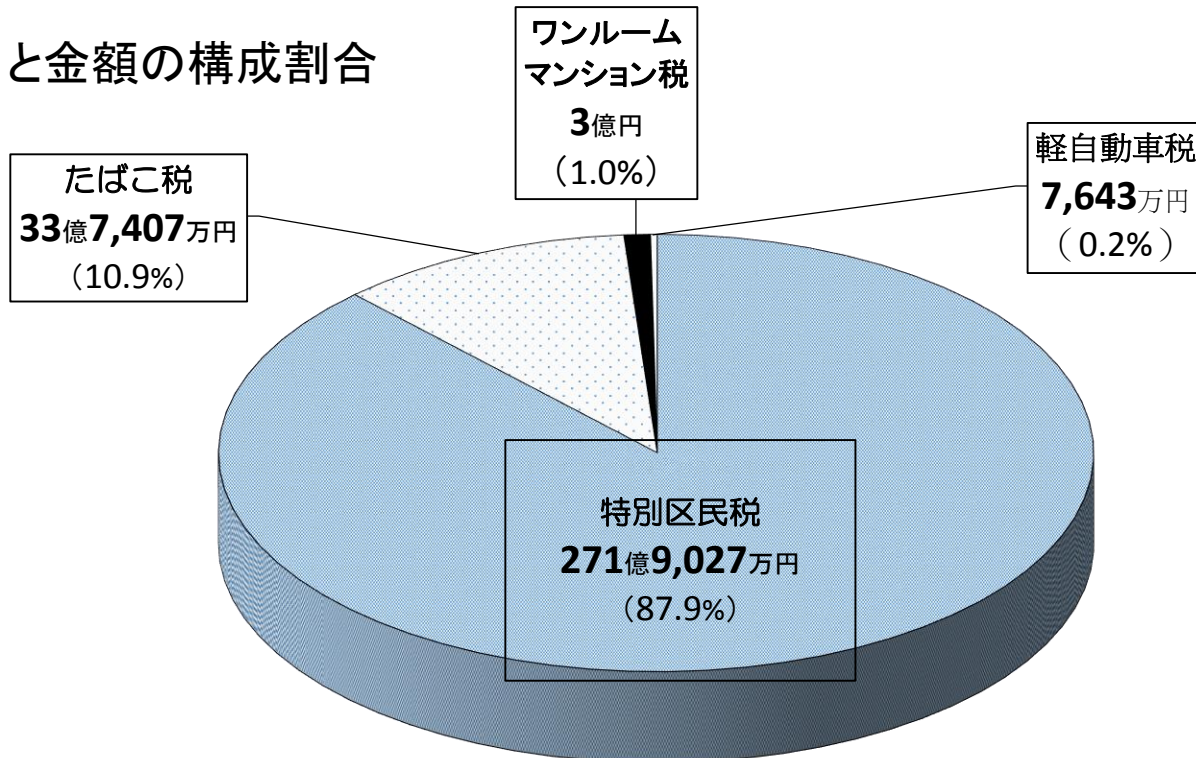
23区唯一の「消滅可能性都市」として、様々な施策を打つ必要あり

1-1. 特別区税の税収と構成割合

・特別区税収入（平成28年度予算額）

309億4,077万円

税目と金額の構成割合



■特別区民税 □たばこ税 ■ワンルームマンション税 □軽自動車税

※狭小住戸集合住宅税
（通称：ワンルームマンション税）
...平成16年6月1日に施行した豊島区
の法定外普通税。
30㎡未満の住戸を9戸以上有する
集合住宅の建築等を行うときに、
一戸につき50万円課税される。

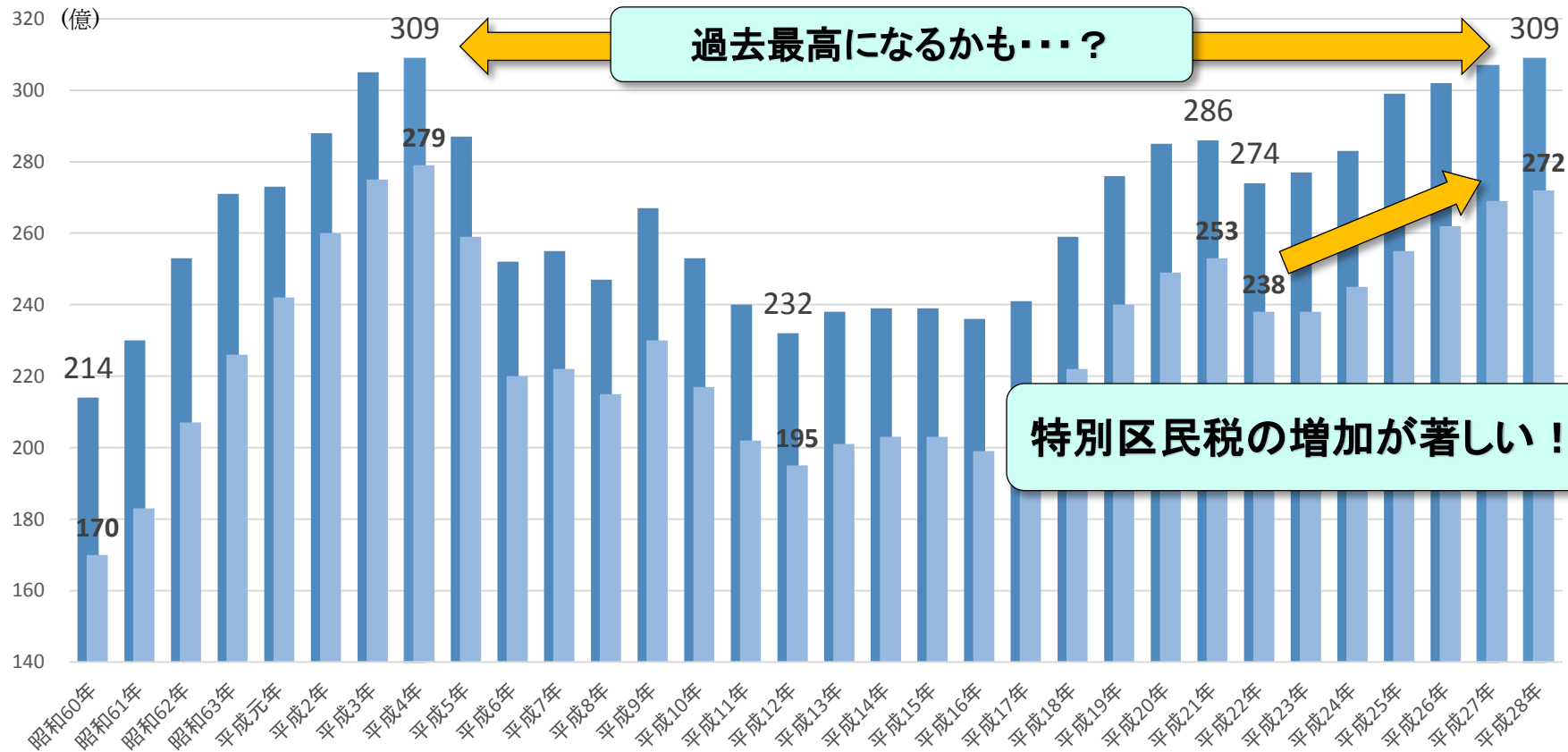
1-2. 区税予算推移

昭和60年度から直近28年度までの区税計および特別区民税の推移をみると、平成23年度以降の収入増加が見てとれる。



区税収入全体では2年連続の300億円超を見込む。

※27年度は補正、28年度は当初予算



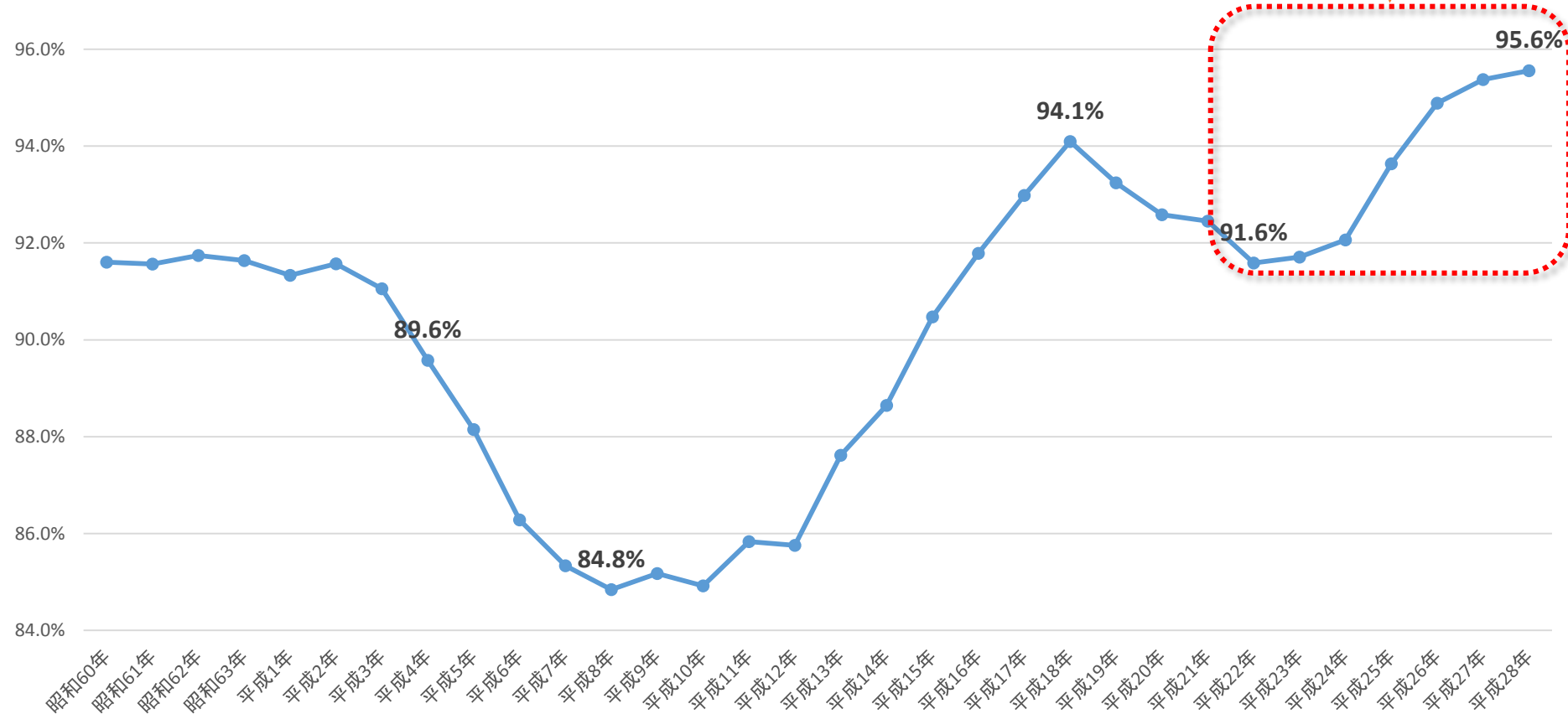
過去最高になるかも・・・？

特別区民税の増加が著しい！

1-2. 区税予算推移

区税全体の収入額は、平成4年以降バブル崩壊やリーマンショックの影響による低迷もあったが、近年増加を続けている。区税込増の最大要因は、特別区民税の増収である。区税の平成28年度決算は、過去最高の平成4年を超える規模になると思われる。収納率も増加が続いている。

・区税計収納率(ほぼ特別区民税の収納率と同じ)の推移



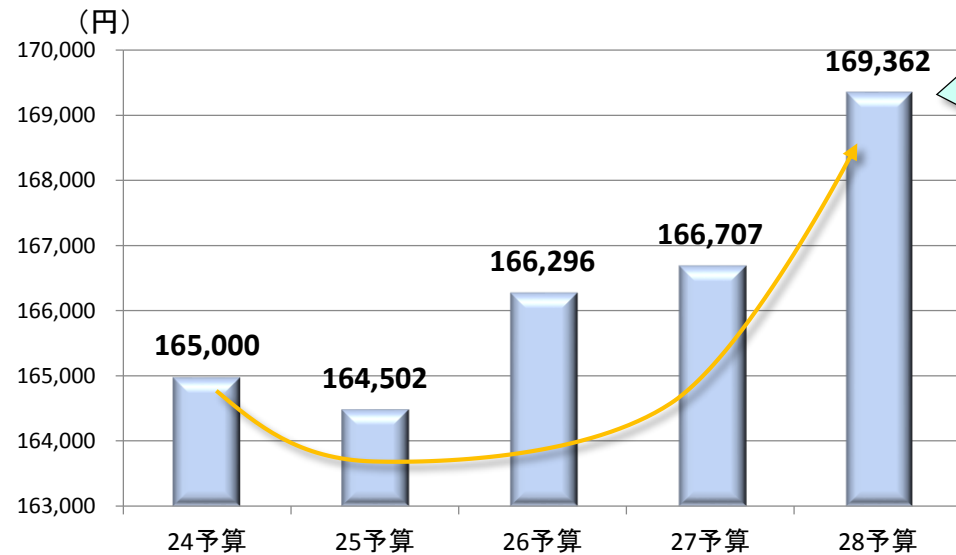
※27年度は補正、28年度は当初予算

1-3. 特別区民税の増加要因

1 一人当たり課税額の増加が税収増を後押し。

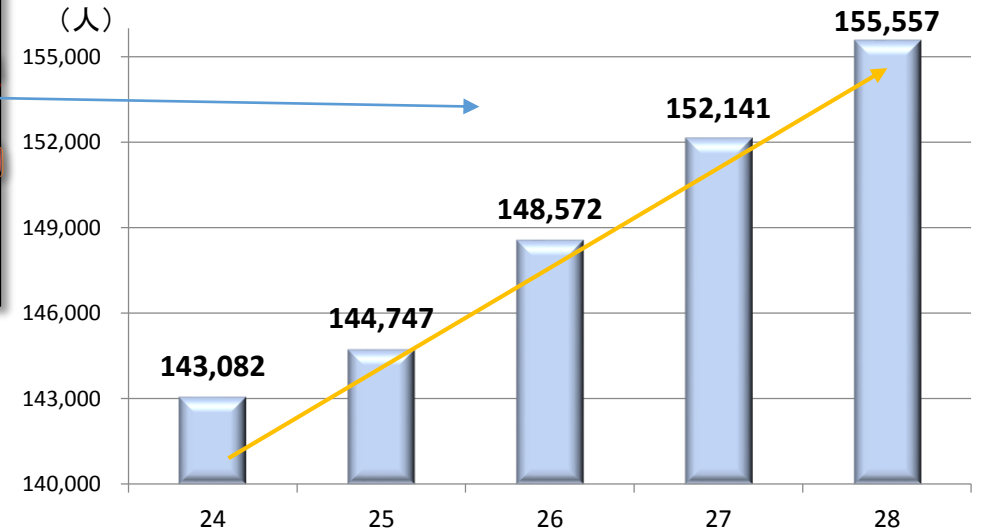
例年、特別区民税の増収は、納税義務者の増加によるものが非常に大きい割合を占めていたが、28年度に関しては、一人当たり課税額の増も大きな増加要因となった。

特別区民税一人当たり課税額(総合課税分、税改除く)予算時点推移



コンスタントに増加している納税義務者と異なり、一人当たり課税額は景気動向等に左右される。

納税義務者 予算時点推移

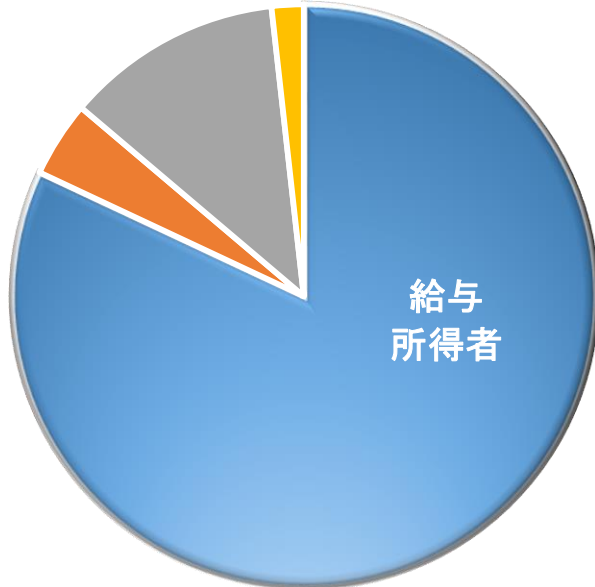


1-3. 特別区民税の増加要因

2 一人当たり「課税額」の元となるのは給与所得。

特別区民税は前年の所得額に基づいて課税される。では豊島区民の「所得」とは、どのような所得が多いのだろうか。

27年度納税義務者の「主たる所得」区分別割合



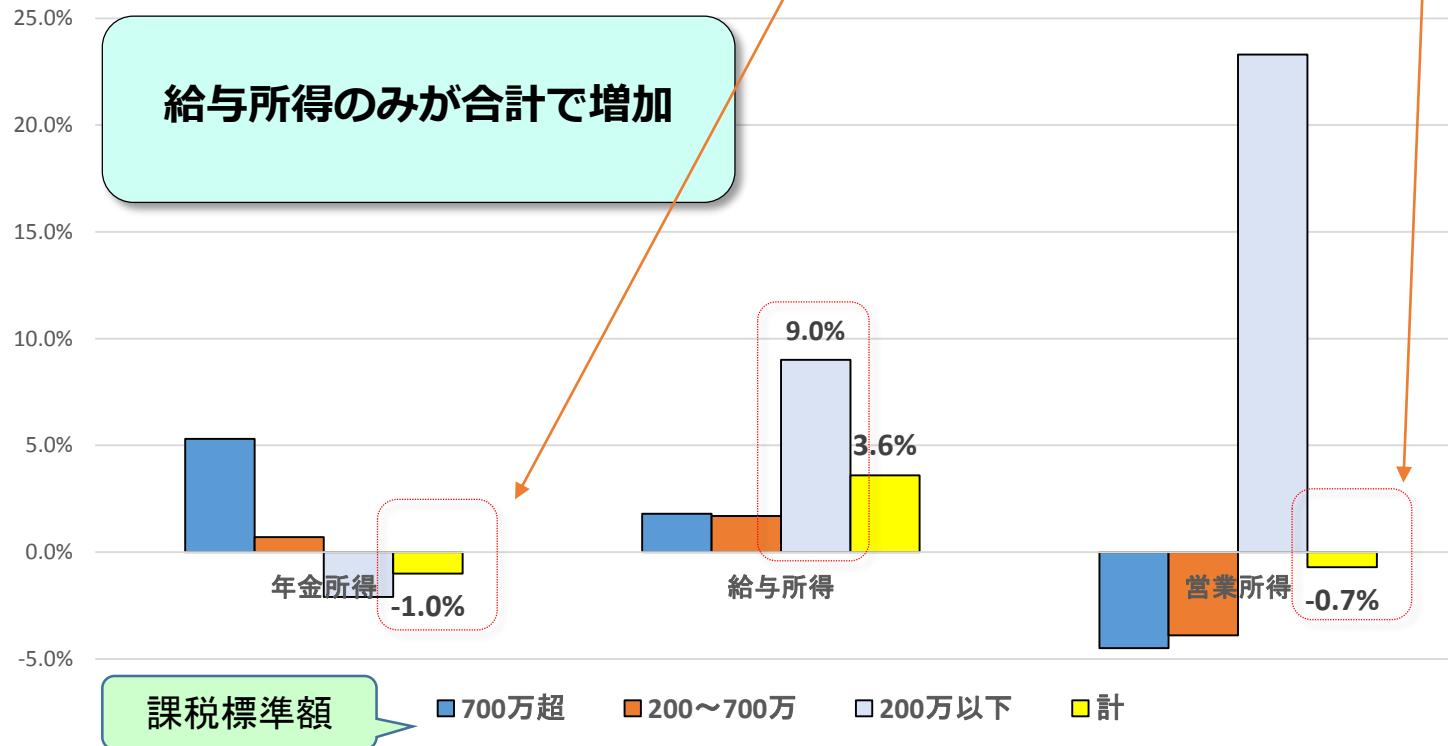
82%の方が給与所得を主な所得としている。
住民税課税額は、給与の動向に左右されることが分かる。

1-3. 特別区民税の増加要因

3 給与所得以外の所得に目を向けると...

全国同様、豊島区民の給与も上昇している。しかし、給与以外の所得には同様の傾向が見られない。事実、政府は低年金受給者には賃金上昇の恩恵が及びにくいとして、臨時福祉給付金の給付を決定している。

・26年中各種所得総額の対前年増減比(26、27年度ともに豊島区で課税されている人を抽出)



2. マイナンバー導入-1. 当初課税事務量の軽減

当初課税事務時、提出された賦課資料と住民登録データの結びつけ事務が大量にある。

審査後リストの見方

A. パンチデータ・電子データの内容
Aの情報をキーに探す。

B. 処理欄

C. 抽出された候補者のデータ

空欄(=現住)
転出
職消
死亡
ダミー ③

登録異動年月日
・出生年月日
・転入年月日
消除年月日
・転出年月日
・死亡年月日
・職消年月日 ④

最新住所が出力される
転出の場合、転出先住所が
出力される ①

空欄:日本人
○:外国人 ②

候補者を抽出した条件 ⑤

候補者がいない ⑥

【住登外ダミー】
豊島区に正当住記がないため作成されたダミーデータ

【5年抹消ダミー】
住記が除票になってから5年経過したため、住記から抹消され、ダミー化されたデータ

資料番号 (資料)	指定番号 (資料)	住所 (資料)	カナ氏名 (資料)	生年月日 (資料)	更新 前年 指定番号	住民 コード	住所	カナ氏名	生年月日	外国人	住民 種別	登録異動 年月日	消除異動 年月日	メッセージ
0011000168	000152	122-3-6-303	トシマ イ	S.57.5.14	000152	14980541	373-6-2	トシマ イ	S.57.5.15			S.57.5.15		(住記)カナ氏名のみで マッチしました
0011000168	000152	122-3-6-303	トシマ イ	S.57.5.14		02034301	122-3-6-101	トシマ ベツジ	S.57.5.14		H26.1.15			(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000176	000152	015-4-3-210	コホネ ゼンメツ	S.44.5.3		04173619	015-4-3-1101	コホネ 玲子	S.44.5.3		H11.11.11			(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000176	000152	015-4-3-210	コホネ ゼンメツ	S.44.5.3		00278908	015-4-3-201	コホネ シホ	S.44.5.3		死亡	H.20.5.21	H.22.1.17	(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000176	000152	015-4-3-210	コホネ ゼンメツ	S.44.5.3		13743643	015-4-3-999	コホネ ショウコ	S.44.5.3		職消	S.60.1.16	H.22.2.2	(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000176	000152	015-4-3-210	コホネ ゼンメツ	S.44.5.3		14803950	143-12-1	コホネ ゼンメツ	S.52.5.2			H.13.4.1		(住記)カナ氏名のみで マッチしました
0011000298	004453	374-28-12	コホネ ナシ	S.54.5.13										住記該当なし
0011000301	800109	071-18-1	ゼンネン ダミー	S.41.12.8	800109	13259821	東池袋1-18-1	ゼンネン ダミー	S.41.12.8		ダミー			【住登外ダミー】 (住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000301	800109	071-18-1	ゼンネン ダミー	S.41.12.8		15927632	東池袋1-18-1	トシマ ショウコ	S.41.12.8		職消	H10.10.1	H.22.3.31	(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000384	044103	162-22-9	ガイジン イ	S.58.1.21		03684504	162-22-9	ガイジン	S.58.1.21		○	H.20.9.4		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000432	000123	301-1-1	フウシヨウ イ	S.44.4.4		14625351	301-1-1	フウシヨウ イ	S.44.4.4		○	H.22.2.1		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000432	000123	301-1-1	フウシヨウ イ	S.44.4.4	000123	14320614	池袋1-1-1	フウシヨウ イ	S.44.4.4		ダミー			【住登外ダミー】 (住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000499	000123	302-2-2	ガイジン ネンゴ	S.55.5.5		15525589	302-2-2	フウシヨウ コウケン	S.55.5.5		○	H.20.3.15		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000509	000123	303-3-3	ガイジン ツクミ	H.1.2.1		14413227	303-3-3	ネンゴ	H.1.2.1		○	H.23.5.6		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000777	800105	023-3-2	トシマ イウ	S.52.10.17		14120801	神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号 テストマンション101号	トシマ シンゴウ	S.52.10.17		転出	H.18.6.30	H.24.6.26	(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000777	800105	023-3-2	トシマ イウ	S.52.10.17		02034301	023-3-2	トシマ シンゴウ	S.52.10.17			H.26.1.2		(住記)生年月日・住所 のみでマッチしました
0011000777	800105	023-3-2	トシマ イウ	S.52.10.17		12003417	東京都練馬区保台1丁目1番1号 テストマンション101号	トシマ イウ	S.52.10.17		ダミー	H.12.3.16	H.16.3.5	【5年抹消ダミー】 (住記)生年月日・住所 のみでマッチしました

① 審査後リストの見方・処理例(1/2)

【審査後リスト】
提出された賦課資料と
住民登録データを照らし合わせ
照合先が正しければ照合する。

一回当たり2000~5000件ほど調査する
時期をずらして5回ほどあるため
毎年10,000~20,000件の調査が発生。

28年度は総合計15,800件程度の調査。

別人チェックリスト(1.5次審査)の見方・処理例

A. パンチデータ・電子データの内容

B. マッチングしたデータの内容

C. 処理経過の記載欄

イメージ連番	カナ氏名 (資料)	生年月日 (資料)	住所 (資料)	住民コード	カナ氏名	生年月日	住所	外国人	優先 設定	メモ	処理欄
0011000012	トシマ 伊 島 竜	S.52.5.12	025-16-4-512	11261358	スガモ ヘツジ 景徳 別人	S.52.5.12	025-16-4-1201			課税時注意	別人 K01234567に修正
0011000123	トシマ ニ 島 武	S.45.8.20	013-2-1-1101	11261358	ゴゴメ ヘツジ 助辺 別人	S.45.8.20	013-2-1 -999				別人 該当者なし。住民コード解除。
0011000168	トシマ リュウジ 島 隆司	S.57.5.14	122-3-6-303	14980541	トシマ 勉	S.57.5.14	122-3-6-303				○
0011000384	ガイジン 外人	S.58.1.21	162-22-9	3684504	ガイ	S.58.1.21	162-22-9	○			○
0011100499	ガイジン ホンミヨウ 外人 本名	S.55.5.5	302-2-2	15525589	ツウショウ ヲウセン 通称 優先	S.55.5.5	302-2-2	○	通名		本名優先に修正
0011000509	ガイジン ツウメイ 外人 通名	H.1.2.1	303-3-3	14413227	ホン 本名	H.1.2.1	303-3-3	○	本名		通称名優先に修正
0011001613	氏名 空欄	S.51.9.4	163-13-7-707	667706	シメイ クウシ 本名 使用	S.51.9.4	163-13-7				○
0011004453	キョウセイ ショウ 旧姓 使用	S.56.3.27	402-12-14	1724941	ホンミヨウ ヲウ 本名 使用	S.56.3.27	402-12-14			同一人	特微で前年旧姓ゾミのため、 *12345678に修正

外国人の場合に「○」を出力。
通称名がある場合、優先設定欄に「本名・通称名」の優先区分を出力。
通称名がない場合、優先設定欄は空欄。
①

・課税時注意
課税時注意のメモのうち、本文に「別人」の文言がある場合に出力。
・同一人
日本人で同一人のメモがある場合に出力。
②

【別人チェックリスト】
審査後リストと同じように
賦課資料と住民登録データを
照らし合わせ、照合先が正しければOKと
する。
審査後リストと違うところは
すでにデータの結びつけはされており、正
しければそのままとし、
違っていれば結びつけの解除が
必要となる。
比較的外国人が多く出力される。

こちらにも年に5回に分けて調査がある。
28年度は総合計3,200件ほどの調査。

【現状の問題点…】

- 結びつけが正しくできなかったデータをリストとして出力し、職員が1件1件資料を確認し、データの結びつけを行っている。
- 外国人の住民登録と賦課資料の読みが一致するか判断できない場合は翻訳サイト等で確認している。
- 特別徴収で提出された賦課資料は住登外課税を行っているため、住民登録が確認できない場合は職員がデータを作っている。名前等で性別が確認できなかったり、不明点があれば会社にもその都度問い合わせをしている。
- この時点で住民登録が確認できない普通徴収は住なしとして、後で調査することとなっている。

【マイナンバーが活用できれば】

- ・データ照合確認リスト量の軽減
- ・住基での確認・会社等への問い合わせが不要となる為事務作業時間の軽減
- ・別人へのデータ照合ミスが少なくなる

ただし課題も・・・

マイナンバーによって照合された住民登録データと賦課資料に相違があった場合、マイナンバー以外にどこを確認して本人であるとするか。

現状は名前・住所・生年月日の一致を確認している。疑わしい場合には無理やり住民への結びつけを行っていない。

賦課資料に誤った番号が記載された場合、別人に資料が照合してしまう可能性も・・・

2. マイナンバー導入-2. 賦課資料の住民登録地調査事務の軽減

本人や会社から提出された賦課資料に記載されてる住所で住民登録が確認できない資料は調査を行っている。

List_住なし(給報) 2016年6月24日

イメージ連番	カナ氏名	住所	生年月日	給与支払額
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥50,135
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥31,913
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥109,289
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥217,186
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥181,740
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥23,815
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥94,000
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥30,000
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥91,000
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥325,500
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥13,400
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥2,364,507
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥768,506
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥109,406
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥462,000
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥17,375
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥3,076,012
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥351,996
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥757,894
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥950,012
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥376,650
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥373,413
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥248,750
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥195,443
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	¥1,674,300

【住なしリスト】

- ・給与支払報告書、確定申告書の住所情報を確認する。近隣住所に住民登録がないか、過去に回送先に回送していないかを確認し、確認が取れない場合は、会社または本人へ照会文書を送付する。
- ・期限を設けて照会をかけるが、返答がないことが多々ある。そのまま判明せず、調査終了となるケースが多い。
- ・調査対象となるものが多く、照会文書を含めた郵送資料を作成するのに時間がかかる。

確定申告書・給与支払報告書別にリストがあり、合わせて5,000件以上の調査が必要。
100万円を超える資料(データ)を優先的に調査している。

参考：課税資料（給報等）の入力作業

【現状】

氏名・生年月日・住所を基に税務システムで検索し、対象者を見つけている。

個人住民税 個人照会 対象者検索			
検索(0)	クリア(K)	前該当一覧表示(Z)	戻る(C)
氏名(S)	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 前方一致	
生年月日	<input type="text"/>	性別 <input type="text" value="指定なし"/>	
住所	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 管外住所
番地	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
個人番号	<input type="text"/>	住民コード <input type="text"/>	世帯コード <input type="text"/>
事業所指定番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
通知書番号	<input type="text"/>	調定年度 <input type="text" value="指定なし"/>	
資料番号	<input type="text"/>	徴収区分 <input type="text" value="指定なし"/>	
イメージ連番	<input type="text"/>		
課税年度	<input type="text" value="平28"/>	<input type="text" value="年度"/>	最大取得件数 <input type="text" value="200"/>
前処理者履歴	<input type="text"/>		<input type="text"/>

【現状の問題点…】

外国人(特に中国人)は探しづらい。
氏名表記が統一されていないことが多いため、対象者を探すのに時間がかかる。

例1) 氏名が給与支払報告書では漢字表記、システム上ではローマ字表記。

例2) 通称名を使用している者。

検索時間(日本人): 1件あたり平均10秒
(外国人): 1件あたり平均3分

【マイナンバーが活用できれば】

- ・調査リスト量の軽減
- ・照会文書作成などの手間が省け、事務作業時間の短縮
- ・照会分を送付し、返信があるまでの時間がなくなるため、早い時期に正しい住民登録地へ賦課資料を回送できる。

ただし課題も・・・

マイナンバーの記載がないもの、誤った記載がされているものがあれば現在と同じように調査が必要となる。

量は軽減されるが、リストが0になるのは難しい

2. マイナンバー導入-3. 扶養調査作業

【現状】 被扶養者の所得照会を書面で行なっている。

様

豊島区長
高野 之夫



平成28年度特別区民税・都民税における扶養控除の適用について(照会)

平成28年度特別区民税・都民税において、本区の納税義務者が、貴市区町村に住所を有すると思われる方を被扶養者としています。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、下記被扶養者の平成28年度の所得・扶養状況等を調査の上、平成28年9月27日までにご回答くださいますよう、お願いいたします。

記

当区の納税義務者

氏名		生年月日	
1/1住所		整理番号	

被扶養者の所得状況 (未申告の場合はその旨を備考欄にご記入ください)

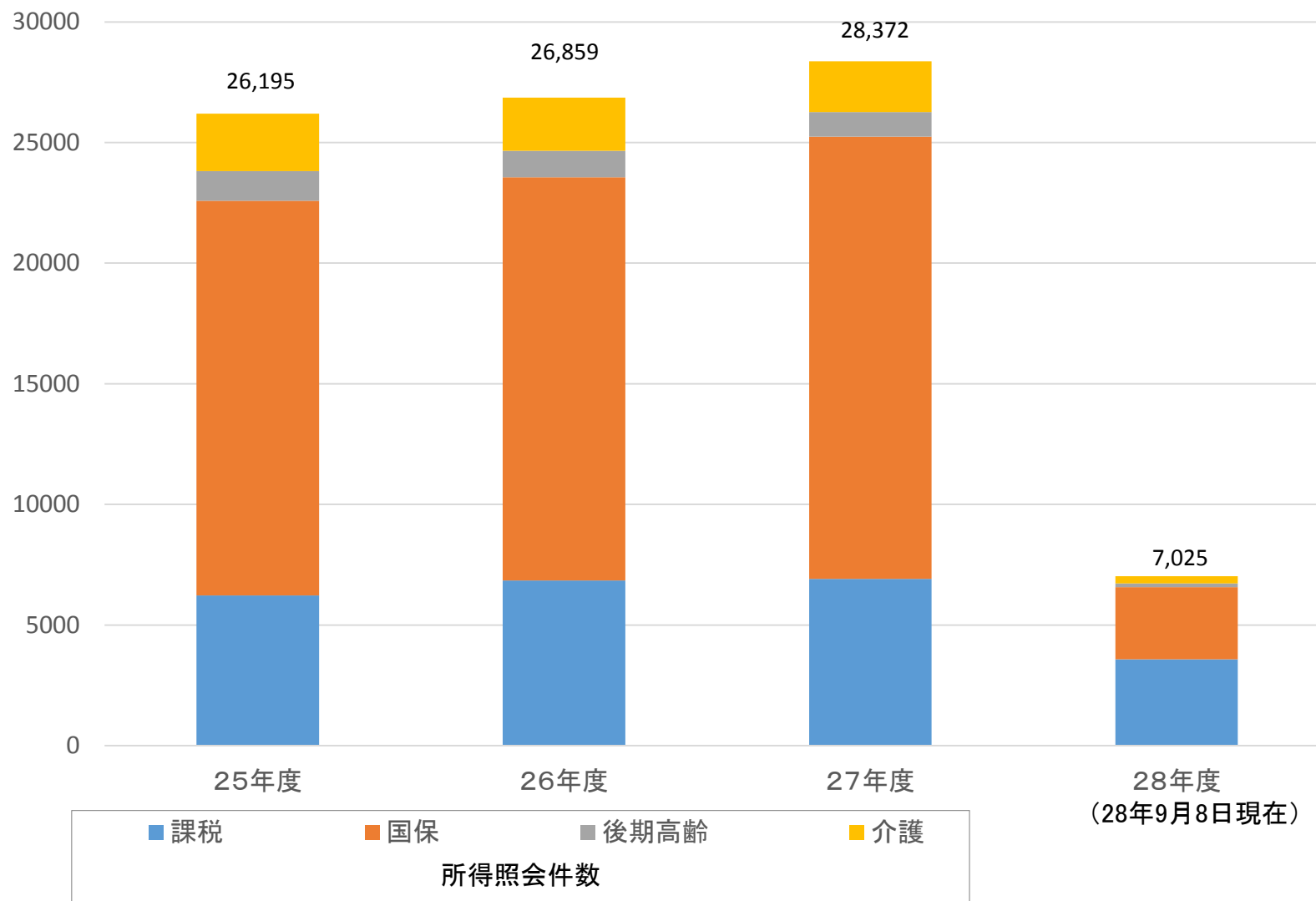
氏名		生年月日	
住所		続柄	
所得の種類	収入額	所得額	
給与	円		円
公的年金			
所得			
所得			
合計所得金額 (分離課税特別控除前)			
住民登録(1/1)	有・無・該当者不明 (転入・転出の場合 年 月 日より・へ)		
備考			

【現状の問題点…】

- ① 所得照会の件数が多く、一括発送後は各自で照会文書を送送するなど事務負担が大きい。
参考: 扶養調査照会件数13,068件(H28)
内) 所得照会件数3,593件(H28)
- ② 回答側も対象者を検索し、書面に状況を記入・返送するなど、時間や手間がかかっている。
- ③ 所得照会を出してから回答がくるまでに時間がかかる。

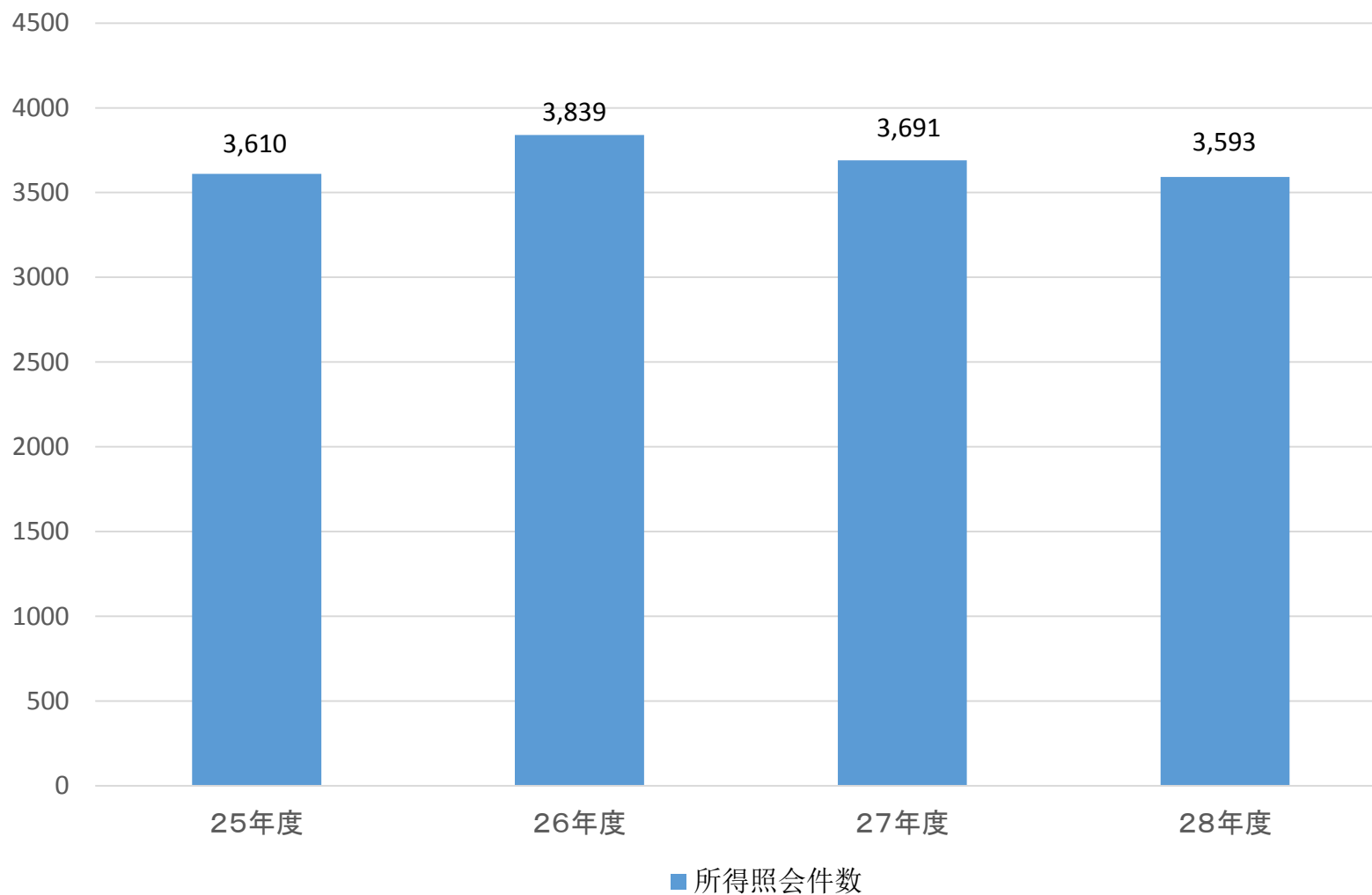
他自治体から豊島区税務課への所得照会件数

～ マイナンバー導入により事務軽減が見込まれるもの1～



豊島区税務課から他自治体への所得照会件数

～マイナンバー導入により事務軽減が見込まれるもの2～



【マイナンバーが活用できれば】

情報提供ネットワークシステムの使用により事務負担軽減

システムの使用により、所得情報等の提供・取得を行なうことができるため、従来の書面による照会を行なう必要がなくなる。

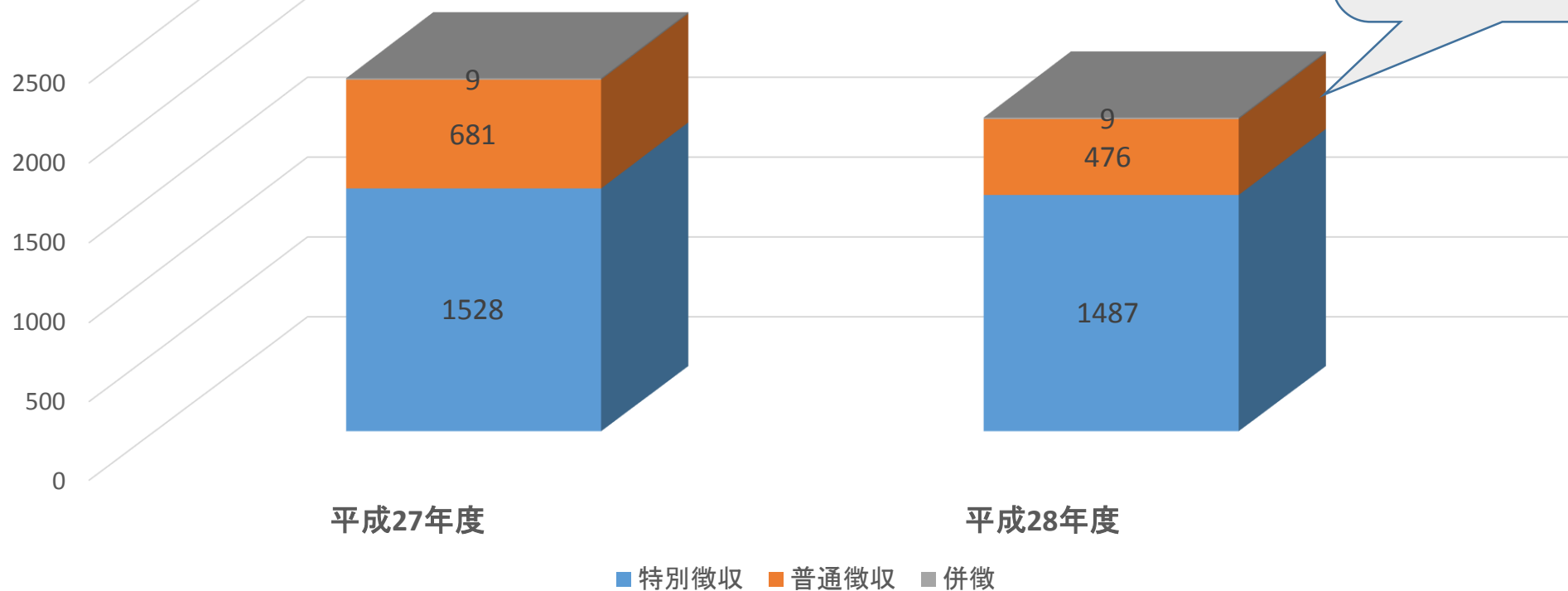
- ① 照会・回答にかかる事務負担が軽減される。
- ② 即時、情報を取得することができるため、タイムラグが発生しない。

ただし課題も・・・

住民登録外課税者の所得情報の照会・回答

3. 住登外課税者（豊島区の場合）

住登外課税者（直近2年の傾向）



3. 住登外課税者（マイナンバーへの対応）

1. 普通徴収者対策

- ・マイナンバー導入を機に住登地課税を基本とする
- ・国税連携の際にマイナンバーと住登地とを突合させる仕組みがあるといい

2. 特別徴収者対策

- ・勤務先の理解を得つつ、住登地課税に移行
- ・住登外課税者が残る以上、課税自治体が分かる仕組みが必要